

本書について

本書は「道路運送車両の保安基準（以下、保安基準）」及び「独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（以下、審査事務規程）」の各原文（抜粋）を収録したものです。

保安基準は、令和5年1月14日公布（国土交通省令第1号）、同日施行までを収録しています。

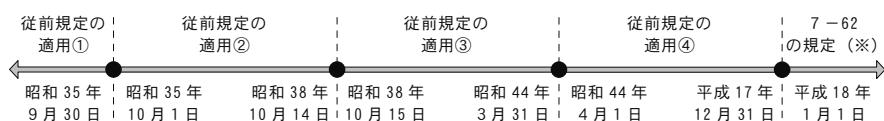
審査事務規程は、令和5年2月16日公布（令和5年2月16日規程第22号）同日施行の第48次改正までを収録しています。

通常、審査事務規程の並びは「#-1 装備要件」、「#-2 性能要件」、「#-3 取扱要件」、「#-4 適用関係の整理」となっていますが、本書では、製作年月日により適用関係の整理が適用される自動車であるかをはじめに確認して規程を調べる、という実務の形態を参考に、次のように点線で囲み「#-4 適用関係の整理」を先頭に移動しています。

点線内は適用関係の整理の原文である

7-62-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7-62-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。
- (2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、7-62-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、7-62-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。
- (4) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-62-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。



(※)《関係箇所に変更がない場合》は8-62の規定が適用される。

実線内は原文をもとに作成した適用関係の整理一覧図である

目 次

道路運送車両の保安基準

制 定 昭和26年 7月28日 運輸省令 第67号

最終改正 令和5年 1月4日 国土交通省令 第1号

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

制 定 平成28年 4月1日 規程第 2号

第48次改正 令和5年 2月16日 規程第 22号

※目次において斜線で囲っているものが保安基準であり、その他のは審査事務規程である。

第1章 総則

1-1 目的 7

1-2 適用 7

第1条 用語の定義 7

1-3 用語の定義 8

1-4 二輪車の基準を適用する自動車 30

第1条の2 燃料の規格 31

1-5 燃料の規格 31

1-6 国との業務協力 32

第2章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法

2-1 審査の開始 32

2-2 審査の実施方法 32

2-3 型式の指定に係る審査 32

2-4 特定改造等の許可に係る審査（自動車） 33

2-5 特定改造等の許可に係る審査（業務管理システム）

34

2-6 審査の手数料 34

第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1 審査結果の通知方法 35

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等 35

4-2 自動車検査場における掲示等 36

4-3 自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖

38

4-4 不適切な補修等 38

4-5 製作年月日 39

4-6 審査の開始 40

4-7 審査の実施方法等 40

4-8 審査状況等の電磁的な記録 42

4-9 受検車両と書面の同一性確認 43

4-10 欠番

43

4-11 再入場 43

4-12 書面の提出又は提示 44

4-13 新規検査等の提出書面審査 46

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査 47

4-15 改造自動車の事前書面審査 47

4-16 特種用途自動車の審査 47

4-17 貨物自動車の審査 48

第1条の3 破壊試験 49

4-18 破壊試験 49

4-19 自動車検査証記録事項の変更等に係る

保安基準適合性の審査 50

4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査

50

4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 51

4-22 作業用附属装置等を備えた自動車の審査 52

4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認 52

4-24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認 52

4-25 基準適合性審査時におけるその他確認事項 53

4-26 車台番号等の打刻作業等 53

4-27 出張検査場における審査 53

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1 審査結果の通知方法 53

5-2 審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力
又は自動車検査票への記載 54

5-3 審査結果通知情報 54

5-4 審査結果等の通知 72

第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）／省略

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

7-1 適用 73

8-1 適用 73

《大きさ関係》

第2条 長さ、幅及び高さ 73

7-2 長さ、幅及び高さ 73

8-2 長さ、幅及び高さ 84

第3条 最低地上高 84

7-3 最低地上高 84

8-3 最低地上高 85

第4条 車両総重量 85

7-4 車両総重量 85

8-4 車両総重量 85

第4条の2 軸重等 86

7-5 軸重等 86

8-5 軸重等 91

第5条 安定性 91

7-6 安定性 91

8-6 安定性 95

第6条 最小回転半径 95

7-7 最小回転半径 95

8-7 最小回転半径 99

第7条 接地部及び接地圧 99

7-8 接地部及び接地圧 99

8-8 接地部及び接地圧 100

《原動機・シャシ関係》

第8条 原動機及び動力伝達装置 100

7-9 原動機及び動力伝達装置 100

8-9 原動機及び動力伝達装置 103

7-10 速度抑制装置 105

8-10 速度抑制装置 107

第9条 走行装置等 109

7-11 走行装置 109

8-11 走行装置 115

第 10 条 操縦装置	116	7 - 30 オフセット前面衝突時の車体の乗員保護性能	353	第 1 章
7 - 12 操縦装置	116	8 - 30 オフセット前面衝突時の車体の乗員保護性能	358	
8 - 12 操縦装置	130	7 - 31 自動車との側面衝突時の車体の乗員保護性能	360	第 2 章
第 11 条 かじ取装置	131	8 - 31 自動車との側面衝突時の車体の乗員保護性能	366	
7 - 13 かじ取装置	131	7 - 32 ポールとの側面衝突時の車体の乗員保護性能	368	第 3 章
8 - 13 かじ取装置	140	8 - 32 ポールとの側面衝突時の車体の乗員保護性能	371	
第 11 条の 2 施錠装置等	142	7 - 33 車体及び車体の歩行者保護性能	372	第 4 章
7 - 14 施錠装置等	142	8 - 33 車体及び車体の歩行者保護性能	378	
8 - 14 施錠装置等	143	7 - 34 バスの車両転覆時の車体の乗員保護性能	379	第 5 章
第 12 条 制動装置	144	8 - 34 バスの車両転覆時の車体の乗員保護性能	380	
7 - 15 トラック・バスの制動装置	144	7 - 35 車体表示	380	第 6 章
8 - 15 トラック・バスの制動装置	163	8 - 35 車体表示	380	
7 - 16 乗用車の制動装置	168	第 18 条の 2 巻込防止装置等	381	第 7 章
8 - 16 乗用車の制動装置	178	7 - 36 巻込防止装置	381	
7 - 17 二輪車の制動装置	180	8 - 36 巻込防止装置	384	第 8 章
8 - 17 二輪車の制動装置	187	7 - 37 突入防止装置	385	
7 - 18 大型特殊自動車等の制動装置	189	8 - 37 突入防止装置	403	第 9 章
8 - 18 大型特殊自動車等の制動装置	196	7 - 38 前部潜り込み防止装置	404	
7 - 19 被牽引自動車の制動装置	197	8 - 38 前部潜り込み防止装置	406	第 10 章
8 - 19 被牽引自動車の制動装置	203	第 19 条 連結装置	407	
7 - 20 衝突被害軽減制動制御装置	204	7 - 39 連結装置	407	第 11 章
8 - 20 衝突被害軽減制動制御装置	211	8 - 39 連結装置	408	
第 13 条 連結車両の制動装置	212	《室内関係》		第 12 章
7 - 21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	212	第 20 条 乗車装置	408	
8 - 21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	227	7 - 40 乗車装置	408	別表
第 14 条 緩衝装置	229	8 - 40 乗車装置	410	
7 - 22 緩衝装置	229	第 21 条 運転者席	410	様式
8 - 22 緩衝装置	231	7 - 41 運転者席	411	
第 15 条 燃料装置	231	8 - 41 運転者席	415	別添
7 - 23 燃料装置	231	第 22 条 座席	416	
8 - 23 燃料装置	244	7 - 42 座席	417	付録
第 16 条 発生炉ガス燃料装置	244	8 - 42 座席	448	
7 - 24 発生炉ガスの燃料装置	244	第 22 条の 2 補助座席定員	448	
8 - 24 発生炉ガスの燃料装置	245	7 - 43 補助座席定員	448	
第 17 条 高圧ガス燃料装置	245	8 - 43 補助座席定員	448	
7 - 25 高圧ガスの燃料装置	245	第 22 条の 3 座席ベルト等	448	
8 - 25 高圧ガスの燃料装置	293	7 - 44 座席ベルト等	449	
第 17 条の 2 電気装置	299	8 - 44 座席ベルト等	465	
7 - 26 電気装置	300	7 - 45 座席ベルト非装着時警報装置	467	
8 - 26 電気装置	324	8 - 45 座席ベルト非装着時警報装置	469	
7 - 27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等 改变システム	325	第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	470	
8 - 27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等 改变システム	328	7 - 46 頭部後傾抑止装置等	471	
《車体関係》		8 - 46 頭部後傾抑止装置等	473	
第 18 条 車体及び車体	329			
7 - 28 車体及び車体	331			
8 - 28 車体及び車体	344			
7 - 29 フルラップ前面衝突時の車体及び車体の 乗員保護性能	345			
8 - 29 フルラップ前面衝突時の車体及び車体の 乗員保護性能	351			

第22条の5 年少者用補助乗車装置等	474
7-47 年少者用補助乗車装置等	474
8-47 年少者用補助乗車装置等	478
第23条 通路	479
7-48 通路	480
8-48 通路	482
第24条 立席	482
7-49 立席	482
8-49 立席	482
第25条 乗降口	482
7-50 乗降口	483
8-50 乗降口	493
第26条 非常口	493
7-51 非常口	493
8-51 非常口	496
第27条 物品積載装置	497
7-52 物品積載装置	497
8-52 物品積載装置	503
第28条 高圧ガス運送装置	503
7-53 高圧ガス運送装置	503
8-53 高圧ガス運送装置	503
第29条 窓ガラス	504
7-54 窓ガラス	504
8-54 窓ガラス	512
7-55 窓ガラス貼付物等	512
8-55 窓ガラス貼付物等	517
《騒音・排出ガス関係》	
第30条 騒音防止装置	518
7-56 騒音防止装置	518
8-56 騒音防止装置	549
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	552
7-57 排出ガス等発散防止装置	552
8-57 排出ガス等発散防止装置	553
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能	553
8-58 排気管からの排出ガス発散防止性能	585
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	585
8-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	594
7-60 プローバイ・ガス還元装置	595
8-60 プローバイ・ガス還元装置	597
7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置	597
8-61 燃料蒸発ガス発散防止装置	599
7-62 冷房装置の導管等	599
8-62 冷房装置の導管等	600
7-63 排気管	600
8-63 排気管	601
第31条の2 室素酸化物排出自動車等の特例	601
7-64 室素酸化物排出自動車等の特例	601
8-64 室素酸化物排出自動車等の特例	606

《灯火関係》	
第32条 前照灯等	606
7-65 走行用前照灯	607
8-65 走行用前照灯	612
7-66 すれ違い用前照灯	613
8-66 すれ違い用前照灯	622
7-67 配光可変型前照灯	623
8-67 配光可変型前照灯	628
7-68 前照灯照射方向調節装置	629
8-68 前照灯照射方向調節装置	630
7-69 前照灯洗净器	630
8-69 前照灯洗净器	631
第33条 前部霧灯	632
7-70 前部霧灯	632
8-70 前部霧灯	636
7-71 前部霧灯照射方向調節装置	636
8-71 前部霧灯照射方向調節装置	637
第33条の2 側方照射灯	637
7-72 側方照射灯	637
8-72 側方照射灯	639
第33条の3 低速走行時側方照射灯	640
7-73 低速走行時側方照射灯	640
8-73 低速走行時側方照射灯	641
第34条 車幅灯	642
7-74 車幅灯	642
8-74 車幅灯	649
第34条の2 前部上側端灯	650
7-75 前部上側端灯	650
8-75 前部上側端灯	652
第34条の3 昼間走行灯	653
7-76 昼間走行灯	653
8-76 昼間走行灯	656
第35条 前部反射器	656
7-77 前部反射器	656
8-77 前部反射器	658
第35条の2 側方灯及び側方反射器	659
7-78 側方灯	659
8-78 側方灯	663
7-79 側方反射器	664
8-79 側方反射器	668
第36条 番号灯	669
7-80 番号灯	669
8-80 番号灯	670
第37条 尾灯	671
7-81 尾灯	671
8-81 尾灯	677
第37条の2 後部霧灯	678
7-82 後部霧灯	678
8-82 後部霧灯	681
第37条の3 駐車灯	682
7-83 駐車灯	682
8-83 駐車灯	686

第37条の4 後部上側端灯	687	第43条の4 停止表示器材	766
7-84 後部上側端灯	687	7-100 停止表示器材	766
8-84 後部上側端灯	689	8-100 停止表示器材	767
第38条 後部反射器	689	第43条の5 盗難発生警報装置	767
7-85 後部反射器	690	7-101 盗難発生警報装置	768
8-85 後部反射器	693	8-101 盗難発生警報装置	768
第38条の2 大型後部反射器	694	第43条の6 車線逸脱警報装置	769
7-86 大型後部反射器	694	7-102 車線逸脱警報装置	769
8-86 大型後部反射器	695	8-102 車線逸脱警報装置	771
第38条の3 再帰反射材	696	第43条の7 車両接近通報装置	771
7-87 再帰反射材	696	7-103 車両接近通報装置	771
8-87 再帰反射材	699	8-103 車両接近通報装置	772
第39条 制動灯	700	第43条の8 事故自動緊急通報装置	772
7-88 制動灯	700	7-104 事故自動緊急通報装置	773
8-88 制動灯	706	8-104 事故自動緊急通報装置	774
第39条の2 補助制動灯	707	第43条の9 側方衝突警報装置	774
7-89 補助制動灯	707	7-105 側方衝突警報装置	775
8-89 補助制動灯	710	8-105 側方衝突警報装置	776
第40条 後退灯	711	第43条の10 車両後退通報装置	776
7-90 後退灯	711	第44条 後写鏡等	776
8-90 後退灯	716	7-106 後写鏡	777
第41条 方向指示器	717	8-106 後写鏡	785
7-91 方向指示器	717	7-107 直前及び側方の視界	786
8-91 方向指示器	745	8-107 直前及び側方の視界	790
第41条の2 補助方向指示器	746	第44条の2 後退時車両直後確認装置	791
7-92 補助方向指示器	746	7-108 後退時車両直後確認装置	791
8-92 補助方向指示器	748	8-108 後退時車両直後確認装置	793
第41条の3 非常点滅表示灯	749	第45条 窓ふき器等	794
7-93 非常点滅表示灯	749	7-109 窓ふき器等	794
8-93 非常点滅表示灯	752	8-109 窓ふき器等	797
第41条の4 緊急制動表示灯	753	第46条 速度計等	797
7-94 緊急制動表示灯	753	7-110 速度計等	797
8-94 緊急制動表示灯	755	8-110 速度計等	800
第41条の5 後面衝突警告表示灯	755	第46条の2 事故情報計測・記録装置	800
7-95 後面衝突警告表示灯	755	7-110の2 事故情報計測・記録装置	800
8-95 後面衝突警告表示灯	756	8-110の2 事故情報計測・記録装置	801
第42条 その他の灯火等の制限	756	第47条 消火器	801
7-96 その他の灯火等の制限	757	7-111 消火器	801
8-96 その他の灯火等の制限	763	8-111 消火器	803
《警音器・後写鏡・速度計 他》		第47条の2 内圧容器及びその附属装置	804
第43条 警音器	764	7-112 内圧容器及びその附属装置	804
7-97 警音器	764	8-112 内圧容器及びその附属装置	804
8-97 警音器	765	第48条 自動運行装置	804
第43条の2 非常信号用具	765	7-113 自動運行装置	804
7-98 非常信号用具	765	8-113 自動運行装置	807
8-98 非常信号用具	766	第48条の2 運行記録計	807
第43条の3 警告反射板	766	7-114 運行記録計	807
7-99 警告反射板	766	8-114 運行記録計	808
8-99 警告反射板	766	第48条の3 速度表示装置	808
		7-115 速度表示装置	809
		8-115 速度表示装置	810

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

別表

様式

別添

付録

《緊急自動車・旅客自動車 他》

第49条 緊急自動車	810
7-116 緊急自動車	810
8-116 緊急自動車	811
第49条の2 道路維持作業用自動車	811
7-117 道路維持作業用自動車	811
8-117 道路維持作業用自動車	811
第49条の3 自主防犯活動用自動車	811
7-118 自主防犯活動用自動車	812
8-118 自主防犯活動用自動車	812
第50条 旅客自動車運送事業用自動車	812
7-119 旅客自動車運送事業用自動車	812
8-119 旅客自動車運送事業用自動車	819
第50条の2 ガス運送容器を備える自動車等	819
7-120 ガス運送容器を備える自動車等	819
8-120 ガス運送容器を備える自動車等	821
第51条 火薬類を運送する自動車	822
7-121 火薬類を運送する自動車	822
8-121 火薬類を運送する自動車	822
第52条 危険物を運送する自動車	822
7-122 危険物を運送する自動車	823
8-122 危険物を運送する自動車	825
第53条 乗車定員及び最大積載量	825
7-123 乗車定員	825
8-123 乗車定員	827
7-124 最大積載量	827
8-124 最大積載量	829
第54条 臨時乗車定員	830
7-125 臨時乗車定員	830
8-125 臨時乗車定員	830
第55条 基準の緩和	830
第56条 製造又は改造の過程にある自動車	831
第57条 法第99条の自動車	831
第58条 適用関係の整理	831
第58条の2 締約国登録自動車の特例	831
第9章 テスタ等による機能維持確認	
9-1 適用	832
9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）	832
9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）	832
9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	833
9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）	833
9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）	836
9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）	838
9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）	844
9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）	846

9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向

(前照灯試験機) 849

9-11 火器の灯光の色（色度座標測定機器） 850

9-12 警音器の音の大きさ（騒音計等） 850

9-13 速度計の指度の誤差（速度計試験機） 852

9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等） 852

第10章 立入検査又は街頭検査／省略

第11章 臨時検査／省略

第12章 雜則／省略

附則／省略

別表

別表1 添付書面一覧／省略

別表2 外国の試験機関／省略

別表3 審査の実施の方法 853

別表4 ロードインデックスに対応する負荷能力 855

別表5 異なる速度における負荷能力 856

別表6 NOx・PM法対策地域及びNOx法特定地域 857

別表7 排出ガス規制区分別排出基準の適否 858

別表8 室素酸化物等排出自動車の室素酸化物及び
粒子状物質の排出基準 858

別表9 NOx・PM法の定期検査 859

様式／省略

別添

別添1 試験規程／省略

別添2 新規検査等提出書面審査要領／省略

別添3 並行輸入自動車審査要領／省略

別添4 改造自動車審査要領 860

別添5 出張検査実施要領／省略

別添6 街頭検査等実施要領／省略

別添7 自動車の走行性能の技術基準 887

別添8 連結車両の走行性能の技術基準 888

別添9 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時） 889

別添10 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時） 891

別添11 無負荷急加速時に排出される排出ガスの

光吸収係数の測定方法 893

別添12 無負荷急加速黒煙の測定方法 894

別添13 火器等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 895

別添14 ワンマンバスの構造要件 902

別添15 ワンマンバスの構造要件（平成24年6月30日
以前に製作された自動車に適用） 904

別添16 業務量統計システム報告要領／省略

付録

道路交通法（抜粋） 906

消防法等（抜粋） 906

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

7-1 適用

- (1) この章の規定は、次に掲げるいずれかの場合に適用する。
- ① 指定自動車等以外の自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）
 - ② 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査に係る審査を行う場合
 - ③ 法第62条第1項の規定による継続検査に係る審査を行う場合
 - ④ 法第67条第3項の規定による構造等変更検査に係る審査を行う場合
- (2) (1) ②、③又は④の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(1) の規定にかかわらず、第8章の規定を適用するものとする。
- ① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分
 - ② 構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分
 - ③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分
- (3) 次に掲げる部分については、(2) の規定は適用しない。
- ① 保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めての(1) ②の審査を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分
 - ② 自動車 NOx・PM 総量削減法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の特定検査を行う場合には、窒素酸化物排出自動車等の特例に関する部分

8-1 適用

- (1) この章の規定は、7-1 (2) の規定を適用して審査を行う場合に適用する。

第2条 長さ、幅及び高さ

- 1 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。
- 2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。
- (1) 外開き式の窓及び換気装置並びに第44条第6項の装置
その自動車の最外側から250mm未満、その自動車の高さから300mm未満
 - (2) 後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第44条において同じ。）
その自動車の最外側から250mm未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあっては、その被牽引自動車の最外側から250mm以下）、その自動車の高さから300mm未満
 - (3) 側方衝突警報装置
その自動車の最外側から100mm以下
 - (4) 自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置
その他の告示で定める装置
告示で定める突出量

7-2 長さ、幅及び高さ

7-2-4 適用関係の整理

- (1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-2-5（従前規定の適用①）を適用する。
- (2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-2-6（従前規定の適用②）を適用する。

《関係箇所に変更がない場合》8-2の規定【審査事項なし】



7-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。

- ① 空車状態
- ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。

- ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置、側面周辺監視装置（7-2-1(3)に定める突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取り外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

- ⑤ 直進姿勢にある状態

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

- ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。

- ① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm以下

- ② 側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）を備える自動車にあっては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。

- ③ ②に掲げる自動車以外の自動車にあっては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下
ただし、側面周辺監視装置のすべてを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。

7-2-2 視認等による審査

7-2-1(1)の「7-2-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。

- ① バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



- ② タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等

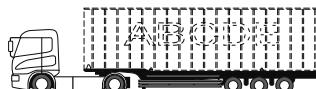


- ③ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

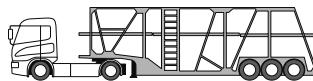
※車体の形状：セミトレーラ等



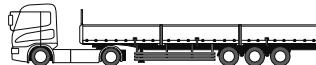
- ④ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



- ⑤ 専ら車両を運搬する構造のもの
※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑥ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



- ⑦ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあっては、脱着式のものであってもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ等



7-2-3 書面等による審査

[7-2-2 ⑥のセミトレーラ]

- (1) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2 ⑥の構造要件に適合するものとする。

① 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側煽の支柱の床上高さを超える場合にあっては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側煽の支柱の床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z (mm^3)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ} (\text{mm})}{\text{引張り強さ} (\text{N/mm}^2) \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$F = \text{当該自動車の最大積載量} (\text{kg}) \times 0.2 \times 10$

(参考) 必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm ³
1,200mm	144,000mm ³
1,400mm	168,000mm ³
1,600mm	192,000mm ³
1,800mm	216,000mm ³
2,000mm	240,000mm ³
2,200mm	264,000mm ³
2,400mm	288,000mm ³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9 mm

② 側煽

ア 側煽の片側分の合計強度は、当該車両の最大積載量に 0.1 を乗じた値を等分布にて負荷したときに、破壊安全率が 1.6 以上あること。

(参考) アルミ形材製煽 1 枚あたりの強度

断面厚さ	高さ × 長さ	800mm × 4,000mm	1,000mm × 4,000mm	1,200mm × 4,000mm
30mm		24kN	15kN	10kN
38mm		39kN	25kN	17kN

寸法違い時の強度計算例

厚さ 30mm、高さ 1,200mm、長さ 4,500mm の場合

(厚さ 38mm、高さ 1,000mm、長さ 4,000mm を基準寸法とする。)

厚さが 30mm に減少した場合の強度 F_w (kN)

$$F_w = 25 \times \left\{ \frac{30}{38} \right\}^2 = 15.6$$

高さが 1,200mm に拡大した場合の強度 F_h (kN)

$$F_h = F_w \times \left\{ \frac{1,000}{1,200} \right\}^2 = 10.8$$

長さが 4,500mm に拡大した場合の強度 F_l (kN)

$$F_l = F_h \times \left\{ \frac{4,000}{4,500} \right\}^2 = 8.5$$

よって、1 枚あたりの強度は 8.5kN となる。

イ 側煽の支柱の 1 本毎の断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低断面係数 Z (mm^3)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{側煽の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{側煽の片側分の支柱の本数} \times \text{引張り強さ (N/mm}^2)}$$

側煽の支柱 1 本に加わる力 F (N)

$$F = \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.1 \times 10}{\text{側煽の片側分の枚数} \times 2}$$

(参考) 必要な最低断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側煽の片側分の支柱本数	側煽の支柱の床上高さ	800mm	1,000mm	1,200mm
1 本		12,000mm ³	15,000mm ³	18,000mm ³
2 本		8,000mm ³	10,000mm ³	12,000mm ³
3 本		6,000mm ³	7,500mm ³	9,000mm ³

③ 後煽

後煽を備えること。

④ 固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

[7-2-2 ⑥のセミトレーラに類するもの]

(2) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2 ⑥の構造要件に適合するものとする。

ただし、③については④又は⑤の構造であってもよい。

① 前壁

前壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、前壁の床上高さが側壁の床上高さを超える場合にあっては、「前壁の床上高さ」を「側壁の床上高さ」と読み替えて適用することができ、また、前壁が床面及び左右側壁の 3 面と溶接又はリベットにより結合されている場合

にあっては、「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{前壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{) } \times 2}$$

前壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.6 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

前壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	191,100mm ³
800mm	382,100mm ³
1,200mm	573,100mm ³
1,600mm	764,100mm ³
2,000mm	955,200mm ³
2,400mm	1,146,200mm ³

※ 「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

② 側壁

側壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、次に掲げる (ア) から (カ) のいずれかに該当する場合にあっては、「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用することができる。

(ア) 側壁が床面、前壁及び後壁の 3 面と溶接又はリベットにより結合されている場合

(イ) 側壁が床面及び前壁の 2 面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、後部又は後扉と結合するヒンジ部又は開閉部のピン径がイの式により算出された値以上の場合

(カ) 側壁が床面及び前壁の 2 面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、対面する側壁の上端付近において溶接、リベット、ボルト・ナット又はピンにより結合された梁等の合計断面積がウの式により算出された値以上の場合

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{側壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{) } \times 2}$$

側壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.5 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	159,200mm ³
800mm	318,400mm ³
1,200mm	477,600mm ³
1,600mm	636,800mm ³
2,000mm	796,000mm ³
2,400mm	955,200mm ³

※ 「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

イ 必要な最低ピン径 ϕ d (mm)

$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後部又は後扉の自重 (N)}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数 (個)} \times \text{引張強さ (N/mm}^2\text{) } \times \pi}}$$

後部又は後扉に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低ピン径 (最大積載量 30,000kg、後部又は後扉の自重 2,000 N、材質 SS400 の場合)

ピン数	最低ピン径
2 個	ϕ 19mm
4 個	ϕ 14mm
6 個	ϕ 11mm
8 個	ϕ 10mm

ウ 梁等に必要な最低合計断面積 A (mm^2)

$$A = \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.5 \times 10 \times 1.3}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

③ 後壁

後壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後壁が床面及び左右側壁の3面と溶接又はリベットにより結合されている場合にあっては、「降伏点 (N/mm^2) $\times 2$ 」を「降伏点 (N/mm^2) $\times 8$ 」と読み替えて適用することができる。ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm^3)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

後壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

後壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	111,500 mm^3
800mm	222,900 mm^3
1,200mm	334,300 mm^3
1,600mm	445,800 mm^3
2,000mm	557,200 mm^3
2,400mm	668,600 mm^3

※ 「降伏点 (N/mm^2) $\times 2$ 」を「降伏点 (N/mm^2) $\times 8$ 」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は $1/4$ となる。

④ 後煽

後煽の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後煽のヒンジ部及び開閉部のピン径がそれぞれイの式により算出された値以上の場合にあっては、アの式にかかわらずウの式を適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm^3)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後煽の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

後煽に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

後煽の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	111,500 mm^3
800mm	222,900 mm^3
1,200mm	334,300 mm^3
1,600mm	445,800 mm^3
2,000mm	557,200 mm^3
2,400mm	668,600 mm^3

イ 必要な最低ピン径 ϕ d (mm)

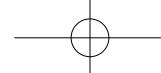
$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後煽の自重 (N)}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数 (個)} \times \text{引張強さ (N/mm}^2\text{)} \times \pi}}$$

後煽に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低ピン径 (最大積載量 30,000kg、後煽の自重 2,000 N、材質 SS400 の場合)

ピン数	最低ピン径
2 個	$\phi 19\text{mm}$
4 個	$\phi 14\text{mm}$
6 個	$\phi 11\text{mm}$
8 個	$\phi 10\text{mm}$



検査員＆整備主任者の
保安基準と審査事務規程〔原文〕
令和5年版

■発行日 令和5年 4月 1日

■定価 3,000円 送料500円（共に税込み）

■発行 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03(3837)5731 編集
03(3837)5745 販売
FAX 03(3837)5740